

一方、預金者や投資家においては、金融商品の選択に当たって自己責任の認識を持つことが必要であり、監督当局、金融機関等はこのような考え方について国民の意識の啓発に努める。

- (3) 金融派生商品取引にはそのリスク管理が困難な面もあるが、国民経済的有用性も大きいことから、金融機関等の市場参加者が自らの責任において、その業務の特性に応じたリスク管理手法や体制を確立するとともに、適切なディスクロージャーに努める。

第5節 首都機能の移転と活力ある地域経済社会の展開

1. 世界を代表する都市・東京の役割

東京は、政治・行政の中心であるのみならず、経済、学術、文化、情報、ファッション等あらゆる分野の高次都市機能が生まれ、集積し、世界を代表する都市の一つとしての地位を築いてきた。今後とも、中枢機能の高度化等を図ることにより、21世紀においても世界中から、情報、資本等の集まる国際中枢都市としての輝きを発揮することを可能とする。

2. 首都機能の移転

首都機能の移転は、国政全般の改革促進の契機となるものであり、21世紀に向けて新しい社会を築く上での重要な課題である。また、一極集中メカニズムの是正や災害に強い国土づくりの観点からも大きな役割を果たすことが期待されるものであることから、国会等の移転に関する法律に基づき積極的に検討を進め、移転の早期実現を目指す。なお、首都機能の移転先においては、日本の歴史や文化、理念や価値観、将来へのビジョン等を自らの国民及び世界に語りかける日本の顔となるような都市が創られることが期待される。

3. 地域経済の現状と課題

- (1) 地域間経済格差は、昭和36年から総じて縮小傾向にある。昭和54年からは再びゆるやかな拡大傾向が見られたものの、平成元年を境に4年にかけて縮小に向かってきており、東京圏における人口の転出超過にも影響を与えている。この格差縮小は、戦後ほぼ一貫して推進されてきた工業等の地方分散政策及び交通・情報通信基盤整

備の成果等を示すものである。

- (2) こうした傾向を一層着実なものとするためにも、地方中枢・中核都市等の拠点地域を核とした広域的な経済・生活圏の形成を促進する。さらに、拠点都市法、頭脳立地法等に基づき、拠点地域を中心に企画・管理、研究開発等の都市的で高度な業務の集積を進め、先端的な産業の育成・誘致を推進するとともに、全国的な産業構造の転換に適切に対応する。
- (3) 国際分業体制の再構築の中、地方経済がその果たすべき役割を積極的にとらえ、企業の海外事業展開や産業構造転換を支援するとともに、国際的にも魅力のある産業立地環境を実現することにより、地方の経済・生活圏が海外とりわけ東アジアと直接結び付きつつある状況に適切に対応する。

4. 活力ある農林水産業の展開

良質・安全・新鮮な食料が適正な価格で安定的に供給されることは、生活の安定の基本であり、より効率的で多様な選択ができる食料供給システムが求められている。一方、我が国農林水産業は、労働力の減少と高齢化が進行しており、その活性化が急務となっている。このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施等を通じ、より生産性の高い生産構造の実現と多様なニーズに対応した農林水産業の展開を促す。

(1) 農業者の創意工夫のための条件整備

経営感覚に富んだ農業の実現を図るための条件整備を進める。このため、農産物の生産・流通の合理化・効率化を進めるとともに、米については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」等に基づき、流通規制の緩和や生産調整手法の改善を図る。また、投入資材に係る規制の緩和、農協による事業運営の見直し等により、コスト削減のための条件を整備する。さらに、農産物の品質・生産方法等についての客観的な規格・表示基準の整備・普及に努める。加えて、農家子弟以外の者も農業に積極的に参入できるための条件整備に努める。

(2) 意欲ある農業者への支援

国土条件等の制約の中で生産性の高い農業を実現するため、農業経営基盤強化促進法の積極的運用等を通じて担い手へ農地の過半を集積するとともに、大区画は場整備等の高生産性農業基盤整備等を重点的かつ加速的に推進する。また、生産現場に直結する技術開発を加速する。さらに、市場・技術情報等の収集・分析や消費者

との交流に必要な情報通信の高度化を促進するとともに、意欲ある農業者の規模拡大等に必要資金の円滑な供給のための支援を行う。

(3) 国土・環境の保全と農業

農業・農村は、適切な生産活動を通じ国土・環境保全に寄与しているが、中山間地域等においては耕作放棄地が増加しており、農地の保全・管理と有効活用のための総合的な対策を講じる。また、生産性との調和を図りつつ環境への負荷軽減に配慮した環境保全型農業の確立・推進を図るとともに、生態系に配慮した農村整備等を行う。

(4) 持続可能な森林経営の推進

森林・林業については、木材の生産から加工・流通にわたり連携する流域管理システムの確立を図り、木材供給体制の整備や複層林、育成天然林等の施策を推進し、森林の保水等の機能に対する流域住民の関心を高めるなど国民の参加も得つつ、森林の多面的機能を発揮させるための森林の整備と山村の活性化を図る。また、世界の森林の保全と持続可能な経営の確立に向け、国内外における取組の一層の推進を図る。

(5) 新海洋秩序の下での水産業の展開

水産業については、漁業生産基盤の整備、漁業経営の体質強化と併せ、資源管理型漁業の実施・定着のほか、環境保全に配慮した養殖業、栽培漁業など「つくり育てる漁業」を積極的に推進するとともに、消費者等のニーズに即した流通・加工体制を整備する。また、国連海洋法条約に沿った漁業制度や生産体制の整備を図るとともに、海外漁業協力等を通じて世界の海洋資源の持続的利用を進める。

第5章 豊かで安心できる経済社会の創造

急速な経済成長を遂げた戦後の半世紀を経て、人々の豊かさと安心に対する意識も変化してきている。

豊かで安心できる経済社会を創造するためには、老若男女一人一人が個性と能力を発揮する機会の確保、労働時間と自由時間の適切なバランス、セーフティネットとしての社会保障の充実、くらしの基盤である住宅や社会環境などの整備、災害への万全の対応、環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築などの課題がある。

これらの課題の実現に当たっては、様々な施策を適切かつ効率的に組み合わせて実

施するとともに、国民、企業、政府それぞれが相応の負担を分かち合うなどの最大限の努力と貢献が必要とされるものである。

第1節 老若男女共同参画社会の構築

豊かで安心できる経済社会においては、老若男女一人一人の個性が尊重され、その持てる能力に応じて社会の中で様々な役割を有し、意欲的に社会に参加することができる公正な機会が保障された老若男女共同参画社会を構築する必要がある。

このため、男女の固定的役割の見直し、女性の能力発揮支援等や高齢者、障害者の社会参加を積極的に図るとともに、ボランティア活動参加の支援、豊かな学習環境の形成を図る必要がある。

1. 女性、高齢者等の雇用、就業支援

(1) 女性の社会進出に対応した雇用環境の整備

① 少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴い、育児や家族の介護の問題は労働者が働き続ける上で妨げになっていることから、男女労働者が共に充実した職業生活と家庭生活を営むことのできる環境作りを進めることが一層重要となっている。このため、育児休業制度等の定着、介護休業制度等の普及促進等による育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境作り、延長保育など就業ニーズに合わせた保育所の整備、事業所内託児施設の整備等に対する支援、育児・介護費用の助成等労働者が働き続けやすい環境作り、育児・介護のために退職した者に対する再就職支援等労働者の職業生活と家庭生活との両立支援対策を総合的、体系的に推進する。

② 男女雇用機会均等法と労働基準法の女子保護規定の法令等の見直しを含めた更なる方策について幅広い検討を行う。

(2) 高齢化に対応した雇用環境の整備

60歳定年が義務化される平成10年度前のできるだけ早い時期に60歳定年に移行するようにするとともに65歳までの継続雇用制度の普及を図る。

また、早期再就職の促進を始めとする高齢者の多様な就業ニーズに対応した多様な形態による雇用・就業の促進、高齢期における職業生活の設計の援助、高齢者が働きやすい職場環境の整備を図る。

(3) 障害者の雇用促進のための環境整備

障害者の雇用機会を確保するため、すべての企業において法定雇用率が達成されるよう、引き続き雇用率制度の厳正な運用を行うとともに、障害者雇用に関する援助・相談の充実を図る。また、地域レベルでの職業リハビリテーションの実施等障害の種類・程度に応じたきめ細やかな対策を総合的に推進する。

(4) 多様な働き方を可能にする環境整備

経済社会の変化の中で増加する傾向にあるパートタイム労働者や派遣労働者等多様な就業形態の者について、その適正な労働条件、就業条件の確保や雇用管理の改善に向けた施策を推進するなど、多様な働き方を可能にする環境整備に努める。

2. ボランティア活動による社会参加

(1) ボランティア活動参加への環境整備

いつでも、誰でも、どのようなことからでもボランティア活動に参加できる条件作りを行う。このため、次のような施策を講じる。

- ① 知識や技術習得のための研修の充実、ボランティア活動に参加するきっかけ作り、社会福祉施設等の受入れ体制の整備
- ② ボランティア休暇制度の導入、企業のフィランソロピー活動の支援等の推進
- ③ 市民活動団体に法人格を付与する仕組みの検討、ボランティア活動を支援するための環境整備

(2) ボランティア活動に関する情報ネットワーク

ボランティア活動に関する情報へのアクセスを容易にするため、市町村及び都道府県にボランティアセンター等の機関を整備し、ボランティア情報のネットワーク作りを行う。また、これらの情報が有効に活用されるためにコーディネーターの養成、サービス提供におけるコーディネート機能の充実を図るとともに、郵便局におけるボランティア活動に関するリーフレットの配付等の様々な啓発の機会を活用する。

3. 豊かな学習環境の形成

個人がその能力を発揮し、満ち足りたくらしを送り、社会参加をしていく上で、多様な学習ニーズに対応した生涯学習の機会を活用することが重要である。

生涯を通じた学習機会を提供するため、生涯学習関連施設の整備及び学習内容の充実を図るとともに、情報化の進展にかんがみ、学習情報のデータベース化やネットワ

ーク化による生涯学習情報提供システム整備事業、放送や衛星通信を活用した遠隔教育などを推進し、より多くの学習機会を提供していく。

第2節 自由時間の確保と活用に対する支援

1. ゆとりのための労働時間の短縮

我が国の労働時間の短縮の流れを一層確実なものとし、年間総労働時間1800時間の達成・定着を図るため、

- ① 年次有給休暇の取得促進
- ② 完全週休二日制の普及促進
- ③ 所定外労働の削減

を柱として取組を進める。

年次有給休暇の取得促進については、ゆとり休暇推進要綱により、労使の自主的な取組を促進し、その完全取得を目指すとともに、リフレッシュ休暇制度やボランティア休暇制度等、多様な休暇制度の普及に努める。

完全週休二日制の普及促進については、労働時間短縮を進めにくい中小企業への支援措置などにより、週40時間労働制への円滑な移行を図る。

所定外労働の削減については、労使の削減に向けての取組を促進するとともに、企業に対する指導などにより、労働時間管理の適正化に努める。

また今後、裁量労働制の対象業務について、当該業務の実態と時間管理のあり方等を十分踏まえつつ、その拡大を図るとともに、フレックスタイム制の更なる普及に努めることにより、自律的・創造的かつ効率的な働き方を実現する。

2. 自由な生活時間のための条件整備

文化、スポーツ、観光、レクリエーション、自然との触れ合い志向等の多様なニーズに対応した各種施設の整備を順次図る。その際、社会教育施設や学校施設を地域のレクリエーション活動に活用する等、既存の施設の有効活用を十分考慮するとともに、自然公園地域での自然との触れ合いや農山漁村地域での自然環境・文化を活用した農林漁業体験等の滞在型余暇活動等を行える条件を整備する。